

## 高知県介護療養病床転換支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護療養病床転換支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 県は、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付老発0912第1号）」（以下「運営要領」という。）に基づき、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応し、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とすることを目的に、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる整備事業は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。

なお、いずれも定員規模は問わないこととし、ウ、エ及びコについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4平方メートルを維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0平方メートルを満たすため等の改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

ア 介護老人保健施設

イ 介護医療院

ウ ケアハウス

エ 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13平方メートル以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

オ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）

カ 認知症高齢者グループホーム

キ 小規模多機能型居宅介護事業所

ク 看護小規模多機能型居宅介護事業所

ケ 生活支援ハウス

コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(2) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(交付額の算定方法)

第4条 交付額は、次表の第1欄に定める整備区分ごとに同表の第2欄に定める基礎単価に同表の第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 整備区分	2 基礎単価	3 単位	4 対象経費
創設	244万円	転換前床数	介護療養型医療施設から介護医療院又は介護老人保健施設等への転換整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当であると認められる購入費等を含む。
改築	302万円		
改修	122万円		

2 財政上の特別措置として、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が県計画に記載される場合には、第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用を含む。）	介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス 特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 生活支援ハウス	前項の表第2欄に定める基礎単価に0.32を乗じて得た額

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。ただし、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更で、次に掲げるものを除く。
  - ア 補助交付額に影響がない変更
  - イ 補助交付額の20パーセントを超えない減額の変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、国が定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 予算及び決算の関係を明らかにした別記第1号様式による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これらを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。
- (8) 補助事業者が事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。これにより難しい場合は、県と協議すること。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行うとともに、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 民間事業者が入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族及び配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）を立ち合わせなければならないこと。
- (11) 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (13) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (14) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造、木質化、備品等の木質化に努めること。
- (15) 別表第2に定める区域において、第3条に規定する整備を行う場合は、次条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を行うこと。
- (16) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第2号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

- 2 前条第1号及び第2号の規定により変更申請を行う場合は、別記第3号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、第3条の整備事業に係る工事に着工したときは、別記第4号様式による施設整備の工事着工報告書を工事に着工した日から起算して5日以内に知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、工事の進捗状況について12月末日現在の状況(知事が報告を求めた時はその月の末日現在の状況)を、別記第5号様式による施設整備の工事進捗状況報告書により翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による請求書によらなければならない。

(繰越の承認の申請)

第9条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第7号様式の繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績等の報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日(第5条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の規定により繰越の承認を得た場合は、翌年度の4月10日までに別記第9号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき(当該消費税仕入控除税額等が零円の場合を含む。)は、その金額を別記第10号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日

までに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業者が別表第1に掲げるいずれかに該当するとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号から第7号まで、第10条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。